

公 示 送 達 書

所沢市告示第 44 号

令和8年2月16日

下記の書類は、健康推進部国民健康保険課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

所沢市告示 第 45 号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年2月16日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和8年2月12日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 3台
- 4 返 還 日 同条例第2.1条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市上下水道告示 第15号

所沢市指定給水装置工事事業者について、所沢市指定給水装置工事事業者規程(以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月16日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

1 新たに所沢市指定給水装置工事事業者の指定を受けた者 (規程第9条第1号該当)

指定番号	事業者名	所在地	有効期限	備考
第 632 号	株式会社スイショウ	埼玉県比企郡吉見町東野六丁目15番地18	令和13年1月14日	

2 所沢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止を届け出た者 (規程第9条第3号該当)

指定番号	事業者名	所在地	廃止日	備考
第 535 号	株式会社キンライサー	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	令和8年1月1日	

所沢市上下水道告示 第16号

所沢市下水道排水設備指定工事店について、所沢市下水道排水設備指定工事店規程(以下「規程」という。)第18条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月16日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲^{シロキ}

1 新たに所沢市下水道排水設備指定工事店の指定を受けた者（規程第18条第1項第1号該当）

指定番号	工事店名	所在地	有効期限	備考
第 371 号	株式会社スイショウ	比企郡吉見町 東野六丁目15番地18	令和13年1月14日	

2 所沢市下水道排水設備指定工事店の変更を届け出た者（規程第18条第1項第3号該当）

指定番号	工事店名	所在地	変更内容	変更前
第 293 号	有限会社キミヤホームヒーティング	所沢市南住吉22番3号	工事店名	有限会社きみや燃料店